

五所川原市創業等支援
家賃補助事業

事業に係る 店舗の家賃を 補助します!

創業等支援家賃補助金とは?

活力と魅力ある商店街づくりを促進するため、中心市街地等にある店舗又は事務所等を利用して営業を開始した事業主に対する家賃補助制度です。

補助率は?

対象店舗の月額賃借料（消費税を除く）の半分（1,000円未満端数は切り捨て）又は30,000円のいずれか低い額で連続24月分を限度として補助します。

中心市街地とは?

五所川原地区：大町、寺町、本町、布屋町、旭町、東町、弥生町、錦町、幾島町、柏原町、上平井町、岩木町、川端町
金木地区：朝日山
市浦地区：相内

申請は?

開業月1か月前までに申請する必要があります。活用を検討されている方は事前に商工労政課までご相談ください。また、詳しい内容については、市のホームページをご確認ください。

補助対象者は?

以下の要件を全て満たす方

- ❖ 店舗等を賃借して開業しようとする方又は、賃借されている店舗等を引き継ぎ、事業継承しようとする方
- ❖ 小売業、サービス業、飲食業を主とする業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める業種、並びに酒類の提供を主目的とするバー、スナック等除く）及びコミュニティ施設を開業する方
- ❖ 市町村税を滞納していない方
- ❖ 店舗等の所有者と同一世帯に属する方、若しくは店舗等の所有者の配偶者、又は一親等の血族及び姻族ではない方
- ❖ 申請する方が直接事業に携わり、新規に2年以上営業を継続できる方
- ❖ 営業時間が1日6時間以上かつ原則週5日以上営業する方
- ❖ 賃借物件又は賃借希望物件において、過去に同一事業を行っていない方
- ❖ ごしよがわら圏域創業相談ルーム、五所川原商工会議所、金木商工会、市浦商工会等において、事業計画等の個別相談を受けている方
- ❖ 過去に本制度による補助を受けていない方
- ❖ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有しない方